

平成28年6月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年6月10日(金)
会 議 場 所	川里農業研修センター 第3会議室
開 会 日 時	平成28年6月10日(金) 午前 9時03分
閉 会 日 時	平成28年6月10日(金) 午後 零時03分
委 員 長	野本 恵司
委員会出席議員	
委 員 長	野本 恵司
副 委 員 長	矢島 洋文
委 員	加藤 久子 竹田 悦子 田中 克美 潮田 幸子 芝寄 和好
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第49号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第50号	鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第51号	鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第55号	平成28年度鴻巣市一般会計補正予算（第1号）	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	瀬山 久江
福祉こども部副部長	吉田 隆一
福祉部参事兼福祉課長	春山 一雄
こども未来課長	岩間 則夫
保育課長	永野 和美
保育課副参事	佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長	根岸 孝行
健康づくり部副部長	小沢 信吉
健康づくり部参事兼長寿いきがい課長	
	高木 啓一
健康づくり課長	齊藤 隆志
健康づくり課副参事	清水 恵子
スポーツ健康課長	細野 兼弘
国民年金課長	関根 則男

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長兼教育総務課長	
	村田 弘一
教育総務課副参事	川畷 利徳
生涯学習課長	岡田 和弘

(学校教育部)

学校教育部長	牧田 卓司
学校教育部副部長兼学務課長	
	服部 幸司
学務課副参事	大島 進
学校支援課長	池澤 道弘
学校支援課副参事	高野 葉子
中学校給食センター所長	大島 幸子
教育支援センター所長	松本笑美子

吹上支所副支所長	新井 巳代子
川里支所副支所長	松村 洋充

書記 篠原 亮
藤平 美由紀

(開会 午前9時03分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

潮田幸子委員と芝寄和好委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第50号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第51号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分の議案4件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、健康づくり部に係る議案第50号及び議案第51号については関連があるため、一括して審査を行います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

では、初めに、議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(保育課長) 議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成28年4月1日の学校教育法の一部改正により、小学校

から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たに創設されたことに伴い、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるものです。

条例第11条は、放課後児童健全育成事業の職員について定めた条文で、放課後児童支援員の資格要件を定めた第3項中、第4号の幼稚園、小学校、中学校の次に義務教育学校を加えるものです。

なお、義務教育学校の教員は、小学校と中学校の免許状を併有していることが原則とされており、今回の改正により、職員の配置に影響を与えるものではないとされています。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(竹田) 今のご説明の中で、義務教育学校は小学校、中学校の両方の資格を有している者と、併任している者なので、体制に変化はないというご説明でした。

では、まず何ゆえに放課後児童支援員に義務教育学校の文言が入るのか、この点からちょっとご説明をいただきたいと思います。

(保育課長) 放課後児童支援員の資格要件の中には、小学校教諭ですとか幼稚園教諭、さまざまな教諭の資格を持っている方がもともと支援員の資格の要件となっておりまして、それは学校教育法に基づくものです。今回学校教育法の改正がございましたので、それに合わせて義務教育学校の教員の資格も放課後児童支援員の資格の中に要件として入れたものでございます。

(竹田) というのは、義務教育学校に対応する放課後児童施設をつくるということが、逆の言い方をすると義務教育学校に倣った放課後児童クラブというか、今やっている施設にしていくのかということをお市ではどのように考えているのか。わかりますか。義務教育学校というのは、一体型の義務教育学校もあれば、いわゆるそれぞれ分散した義務教育学校もありますよね。首振っていないけれども、わかる。だから、そういう点から言うと、鴻巣の目指す義務教育学校というのは小中一貫という

ことを前提に、今全国では44の小中一貫教育をしている義務教育学校があるそうですけれども、それに見合った体制にするために、放課後児童支援員というのを決めていくわけでしょう。わかりますか。逆に言えば、放課後児童支援員だから、義務教育学校とは関係ないわけでしょう。放課後だから、子どもたちの学校だけれども、小中一貫教育をする義務教育学校に合わせた放課後児童支援員さんということは、それに見合った体制にするわけだから、そこら辺はちょっと鴻巣ではどういうふうに義務教育学校の目指す方向というのは考えているのかどうか、教育委員会のほうに小中一貫教育の中の体制についてちょっとお尋ねをしておきます。

（教育総務部長） 済みません、義務教育学校のお話が出ましたので、私のほうからご答弁を申し上げます。

本会議でも申し上げましたけれども、この義務教育学校、平成28年4月1日施行ということで、まだこれからいろいろな論議が必要になるかと思うのです。今先ほど竹田委員さんおっしゃいましたけれども、小中一貫というのは大きく分けて3つあるわけなのです。1つ目は、連携型の小中一貫、これは今本市でやっている、まさに小中連携の教育でございます。本会議で申し上げましたとおりの、これは市内多くの中学校区域でやっております。

2つ目というのが、今度は併設型の小中一貫、これはいわゆる小中学校が近くにあるということです。

3つ目が、義務教育学校、これはいわゆるもう今までの併設型であるとか、あるいは連携型というのはそれぞれ校長先生が小中いらっしゃるわけです。ただ、義務教育学校というのは、これは校長先生が1人なわけです。今先ほど永野課長が教員の免許のお話もしていましたけれども、ある程度経過措置はあるのかもしれませんが、いずれにしても、今後ある程度法整備の必要な部分もありますので、本市としてはまだ義務教育学校についての研究はまさにこれからというところでございます。したがって、ちょっと今ご質問のご答弁にはなかなかなじまないかもしれませんが、義務教育学校そのものがこれからの研究課題ですの

で、いわゆる今回の議案の関係について、保育課とはまだ調整はして
おられない状況です。

以上です。

(竹田) いわゆる総合戦略会議みたいのをやっていますよね。教育委員
会と保育課の人たちが集まってやっている。あと正式な名前は忘れてけ
れども、そういう中に保育を一体にしているということは、併設、今の
連携だとはいえ、今後統廃合も含めれば、川里地域も一貫教育推進会議
というのはやっていますよね。その中に、100人以下の学校はいわゆる減
らしていくと。そういうのを皮切りに笠原がなってきたということ
を考えると、川里の一番少ない屈巢小学校は100人以下ということを考え
ると、最終的には一体型にする方向というのは国が考えているのですよ
ね。それはなぜかということ、校長先生が今まで3校だったのが1校で済
むということも含めれば、文科省はなるべく教育にお金をかけないため
に、こうした義務教育学校という小中一貫教育を導き出してやってきて
いるということを見ると、私は今回の放課後児童支援員さんという保
育に係る部分だけれども、学校の子どもたちの放課後の関係でいえば一
体化になっていくことを非常に懸念するものですから、あえてちょっと
聞かせていただいているのです。

では、確認をしますけれども、一体型というのは全く考えていないか
ということを確認したいと。一体型、小中一貫教育の中に……

(何事か声あり)

(竹田) ちょっと休憩にしてください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時14分)

◇

(開議 午前9時15分)

(委員長) では、再開します。

(教育総務部長) お答えいたします。

先ほど3種類の学校があるというふうに申し上げました。本市が目指し
ているのは、今やっているのは連携型の小中一貫ですので、それを進め

て併設型の小中一貫を将来的には進めていきたいという考えです。義務教育学校については、今全く考えておりません。

以上です。

（竹田）わかりました。今の時点はということ。だから、5年後とか10年後には考えられる可能性もあると、でも今の時点では全く義務教育学校は考えていないということでもよろしいですね。わかりました。

ということは、学校教育法が変えられて義務教育学校という文言を入れなさいよということで平成28年の4月1日からなったのですけれども、今の中でいうと、義務教育学校については全く考えていないということですよ。だから、逆に言うと、教育委員会として考えていないのだから、あえてこの文言を入れる必要はないと、今の地方自治法との関係、地方の権限から言ったら入れなくてもいいのではないかというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

（保育課長）今回の改正によりまして、全国では13都道府県で22カ所の義務教育学校が既に開校しております。もしもそういった義務教育学校の先生がそちらをやめて鴻巣に引っ越してこられて、放課後児童クラブの支援員になりたいといった場合に、その資格で放課後児童クラブの支援員になれるということで入れております。

以上です。

（竹田）先ほどというふうにおっしゃるならば、義務教育学校の資格を有する者はどういう人ですかという先ほどのご自分のほうのご説明の中に、小学校の教諭、それから中学校の教諭を持っている人だから、それぞれ持っている人が義務教育学校の先生になれますよということで、義務教育学校の先生になれるわけであって、それぞれ持っているのだから、鴻巣の場合でいうと、義務教育学校は一切考えていないというわけだから、小学校、中学校、それぞれの資格要件で済むのではないですかということをおっしゃりたいのです。

（保育課長）それにつきましては、既に学校教育法が改正になっておりますので、現在義務教育学校になった22校の教諭につきましては、小学校の教諭であった者も義務教育学校の教諭の資格というふうに変更にな

っております。ですので、義務教育学校の教諭の資格が今現在存在しておりますので、そういう方がいらしたときのために学校教育法が改正になったことによって、現在この資格を入れたものでございます。

以上です。

（潮田）今回の改正は上位法というか、関連法からの文言の改正ということでございますので、確認をしたいのですけれども、現在の放課後児童支援員のうち、学校教諭とかの資格の方というのがどのぐらいいるのでしょうか。

（保育課長）5月現在の116人の任期つき職員及びほかの臨時の職員さん含めまして、指定管理のほうの職員さんも、支援員さんも含めまして、資格についてご説明いたしますと、保育士資格の方が14人、幼稚園教諭の方が13人、小学校のみの資格の方が4人、中学校のみの資格の方が7人、幼稚園と保育園両方の資格を持っている方が19人、幼稚園と小学校の両方の資格を持っている方が5人、中学校と高校の資格を持っている方が12人、社会福祉士の資格を持っている方が1人、保育、小学校、中学校、高校、全ての資格を持っている方が1人、それから小学校と中学校の資格を持っている方が1人、小学校、中学校、高校の資格を持っている方が1人、それから2年以上の経験ということで資格がある方が28人、それから現在は資格がないのですが、補助員として働いていらっしゃる方が10人。

以上でございます。

（潮田）今116人、放課後児童クラブは市内にたくさんありますので、このばらつきというか、こういった資格等を考慮した上での配置になっているのでしょうか、各施設に資格のある方というのが均等にというか、なっているのでしょうか。

（保育課長）保育課といたしましては、資格要件のある方を採用するというのを念頭に置いて行っておりますので、ただいま申し上げました中に補助員の方というのが10名いたと思うのですが、その方たちはばらつきがあります。なるべく何の資格ということではないのですけれども、有資格者で運営したいというふうに思っております。

以上です。

（潮田）そうすると、先ほど竹田委員からの質問もありましたけれども、今回の文言の訂正によって、大きく市内の放課後児童クラブの子どもたちを見ている支援員さんに変更は一切ないということによろしいでしょうか。

（保育課長）そのとおりでございます。一切影響はございません。

以上です。

（潮田）今回放課後児童クラブにつきましては、一般会計の補正のほうでもありますので、そちらでまた質疑をしようと思っっているのですが、この人材募集がなかなか難しいというふうに聞いていますが、こういった募集において、この義務教育学校の資格を有する者というものがふえたことによって、何かメリットとかというのはあるのでしょうか。

（保育課長）先ほど竹田委員さんのときにも申し上げましたが、もし他の都道府県で義務教育学校の資格を持っている方が鴻巣にいらして、その方が放課後児童クラブの支援員になりたいといったときには、その資格でということになります。

以上です。

（潮田）実際には人材募集の時点で、こういった子育て経験ありという方の資格からいくと、有資格者の応募というのは多いのでしょうか、割合でいうとどのくらいになりますでしょうか。

（保育課長）現実的にはほとんどが有資格者の方の応募となっております。

以上です。

（潮田）そういたしますと、平成27年度の数値でいうと、応募者が何人で有資格者が何人というのは出ますでしょうか。

（保育課長）現在手元に資料がございませんので、調べて、また後ほどお伝えしたいと思います。

以上です。

（加藤）何かよくわからないのが事実なのですが、義務教育学校というふうな文言を入れるというのは、国のほうの中でというふうなこ

との位置づけなのかとは思いますが、では例えばこれを入れな
いとしたら、先ほどそういう資格のある方が仕事につけないみたいな、
そんなような話がありました。経験者とかといって補助員という方は
資格がなくても、実際今やっている方もいらっしゃるわけですよ、放
課後児童クラブの中で。これは議案名としては放課後児童というふうな
ことなのだと思いますが、先ほどの連携型とか併設型とかいろんなそう
いうふうなことの考えがあるというふうなことで、それが何かちょっと全
然義務教育学校というふうなことを入れることで、それに関連した内容
というのが何かよく理解できないのが事実かなと思うのです。

放課後児童クラブの方は、有識者でなくてはいけないというふうなこ
ともないわけですよ。実際に資格がなくてもやっている方もいらっしゃる
わけですし、放課後児童クラブのほうの職員というか、採用される
ときには、NPOでやっているところと市直営でやっているところある
わけですが、採用するに当たっては、どこが募集をしたときに採用を
するのですか。NPOでやっているほうも、市が採用してそこに配置する
というふうになっているのですか。

（保育課長）指定管理のところで、支援員さんは、じかに採用のほうは
していただいているのですけれども、市がやっていることですので、市
のこちらの条例の第11条の資格に従って皆さん採用していただいております。

以上です。

（加藤）資格に従ってということですが、資格がなくても採用は
できるわけですよ。

（保育課長）第11条に支援の単位ごとに2人以上支援員を置くの
ですけれども、「その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」
という文言があります。ですので、資格のない方もこちらに従って補助
員として採用することがございます。

以上です。

（加藤）では、この義務教育学校ということを加えなかったときには、
本当に大変なことになるわけなのですか。国のそういう定めの中でとい

うことなのですけれども、それが児童クラブのことと今後の、今現在は一貫校的なことでなくて、併設型ということを考えているというふうな先ほどの答弁もありましたけれども、それと放課後児童クラブと併設型のというふうなことというのはどういう関連があるのか、ちょっとわからないのですけれども。

（保育課長）義務教育学校というのは、この4月に新しくできた学校の形態でございまして、小学校と中学校が一体となっておりますので、校長先生も1人ですし、学校によっては7年生、8年生、9年生というふうに中学校の年齢の生徒を呼びまして、もう1年生から9年生までを一体的に教育する学校となっておりますので、6年生は卒業式というのはないので、感謝の会というようなものを催したりですとか、そのような形で教職員も校長先生が1人でするので、その中で一体的に教育を行うという新しい学校の形態になります。

それで、こういう形態の学校というものが今現在は鴻巣にはございませんので、今すぐ放課後児童クラブの支援員になる方で義務教育学校の資格の方というのがあらわれるかどうかという可能性につきましては、大変低いのかなとは思いますが、学校教育法が変わった時点でこれを入れまして、そういう方がいらっしゃるタイミングにも対応ができるというような形をとらせていただいております。

以上です。

（加藤）何かどう考えてもちょっと資格が云々とかなのですけれども、1年から9年という、そういう今は6・3制でやっているわけですよ。これというのは1年から9年までというふうなことは、もう1年生から中学3年生の、それはもう先ほど言った22校ですか、その数でもう全国の中ではそういうふうにやっている実態があるというふうなことなのですか。ということは、そういうのはもう各自治体でそれをどうするかということを決めてやっていけるというふうな内容なのですか。4・3制とかいろいろ内容はそれぞれあるかと思うのですが、このことを入れることによって、学校教育的なそういう内容もいろんなことが変えられるという内容になっていくのでしょうか。

(福祉こども部長) では、私のほうから加藤久子委員のご質問のほう、お答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、保育課長のほうで説明をさせていただいたとおり、文言の中で学校教育法の一部改正により、今回義務教育学校というのを入れさせていただいたわけですが、義務教育学校について今現在具体的にいろんなご質問いただいておりますけれども、それについて保育課として最終的にお答えを出すというような状況ではないかと私は考えております。今回の改正につきましては、溶け込ませていただいて、その第11条第3項の4号ですか、それを読ませていただきますと、放課後児童クラブの支援員さんの資格要件の中を「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校」、今回入りました「義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」というふうになります。ですから、あくまでも学校教育法が改正されましたから、その規定の中にこの義務教育学校を入れるように厚生労働省令の中で言われているものですので、それについて入れるか入れないかという判断があるというよりは、入れるのが市としては順当といえますか、ということでお答えを整理をさせていただきたいと思っております。

(加藤) 学校教育法の改正の中でそういうことを入れるようにというふうな指導で入れたというふうな今説明だったかと思うのです。でも、何で学校教育法の中なのに、福祉関係の放課後児童健全育成のほうとの関係がちょっとよく理解できないのです。もし学校教育法であれば、文科省の関係でのことだけで済むのかなというふうにも思うのですけれども、それが放課後児童クラブのほうのことが関連して、一つの言葉で義務教育学校というふうなことが、ちょっとその辺一言の言葉でそれがいろんなことの内容が含まれているというのが私も理解できないし、もし市民に聞かれても、何かちょっと何なの、これはと。義務教育というのは、今小学校と中学校が義務教育なのに、義務教育学校というのは何なのと聞かれても、一口に説明を私自身できないのですけれども、どういうふうに説明したらいいのでしょうか。この文言を入れて……

(委員長) ちょっと暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 3 3 分)



(開議 午前 9 時 3 6 分)

(委員長) 再開いたします。

加藤委員は、それで以上でよろしいですか。

(加藤) はい。

(田中) そんなに混乱しないようなやつをちょっと聞かせていただきます。

先ほども義務教育学校の要するに支援員を持っている、小学校と中学校を持っている人は雇えるとかというような話があったと思うのですが、私も、私が聞きたいのは、変なことを聞くと、もっと混乱してしまうので、研修の関係なので、雇えるというのはもうこの上のところにも研修というのが書いてあったのだけれども、よそのところから来た人というのは、もう新たにこっちの埼玉県なりの研修を受けなくてもいいのかということをお聞きしたいのです。

(保育課長) 毎年埼玉県で研修を行っておりまして、定員があるものですから、全員一度には受けられないのですが、順次そちらの研修を受けていただいております。

以上です。

(田中) ということは、とりあえず採用して、順番で研修を受けていただいてという形でよろしいわけですね。わかりました。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしのようですので、以上で質疑を終結いたします。これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号及び議案第51号の2件について執行部の説明を求めます。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) それでは、議案第50号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、それから議案第51号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございしますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第50号についてですが、こちらは要介護1から要介護5の方に対する地域密着型サービスの基準を定めたもので、次の議案第51号につきましては、要支援1、要支援2の方に対する地域密着型介護予防サービスの基準を定めたものになっております。それぞれ国の基準が別の省令、別の基準となっていることから、本市の条例につきましても2つに分けて基準を設定しているところでございます。

それでは、主な改正点につきましてご説明を申し上げます。まず、議案第50号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の部分についてでございますけれども、こちらは平成26年6月に交付されました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療及び介護の総合確保法というものでございます。この一部が平成28年4月に施行されたことによりまして、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所、それから療養通所介護、これが県が指定、指導監督を行う介護サービスから、市が指定や指導監督を行う地域密着

型の介護サービスへ移行をいたしました。これに伴いまして、本条例を定めるに当たって基準としております国の指定地域密着型サービス基準が平成28年の厚生労働省令において改正をされましたので、その中で地域密着型通所介護、それと療養通所介護として新しいサービス基準が示されたことから、本市の条例にも国と同様の基準の追加を行うものでございます。また、追加された地域密着型通所介護を準用する形で、認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置が義務づけられております。そのほかに、これらの条が追加されたことによりまして、また介護保険法が一部改正されたことによりまして、引用する条項番号が変わりましたので、あわせて整理をさせていただいております。

次に、議案第51号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の部分についてでございますが、こちらも議案第50号と同様に本条例を定めるに当たって基準としている国のサービス基準が改正されましたことによりまして、介護予防認知症対応型通所介護に運営推進会議の設置が義務づけられましたので、この基準を追加しているものでございます。また、50号と同様に条が追加されることによりまして、その引用する条項番号が変わりましたので、整理をさせていただいております。

説明については以上でございますけれども、本日別途50号、51号の資料ということで地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護の市内事業所の一覧、それから裏面になりますけれども、地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスのサービスの一覧をお配りしております。参考にさせていただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) 今回の改正につきましては、権限移譲で県から市にということでもありますので、今までもあったものが市に来た。

ただ、大きく違うところは、運営推進会議というものになるかと思うのですけれども、この運営推進会議の構成員は、これは事業所が主体という話であったかと思えます。施設、自治会、民生委員、行政、地域包括支援センター、利用者と家族が構成員というふうに聞いておりますけれども、実際この部分につきましては、業務がふえるということによろしいのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）この運営推進会議というものは、それぞれ各事業所さんでやっていただく形になります。その中に市の職員も参加をすることになりますので、地域密着型の事業所がふえて運営推進会議がふえるということは、市の職員もそこに出席する形になりますので、若干その部分は業務がふえるという形になろうかと思えます。

以上です。

（潮田）今若干とおっしゃられましたけれども、これ配っていただきました資料で見ますと、施設としては17施設、利用定員はこれ全部が対象になるのではなくてだと思っておりますけれども、年間でどのくらい運営推進会議というのが行われると考えているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回追加いたしました地域密着型の通所介護につきましては、6カ月に1回、運営推進会議を開くという決まりになっておりますので、その中で年に2回ほど、例えばただ今回の包括支援センターの職員についても行政と同じ立場として参加させていただきますので、どちらかが出れば可能ということでもございますので、その辺は包括と調整をしながらやっていきたいと考えております。

以上です。

（潮田）今包括か行政か、どちらかでいいということでありましたけれども、実際に地域包括支援センターも今業務が物すごく多くて、訪問をしてもなかなかゆっくりとしたお話ができない、お話をしているときにもいろいろ電話がかかってきたりとかと非常に人的には大変かなというふうに思うのですけれども、今回の改正により、地域包括支援センター

のほうへの増員だとか、そういったことは考えているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）地域包括支援センターの職員の配置基準というものがあまして、それに基づいて、今それぞれの高齢者人口の数に比例して人員を割り当てているところでございますので、今後総合事業始まったときに、ケアマネジメントという部分で、今までとまた変わりますので、その辺はちょっと包括のほうの人員がそれで足りるのかどうかというところも含めて検討はしていきたいと思いますが、配置基準については明確に定められておりますので、それに従って配置していきたいと考えております。

以上です。

（潮田）個人的な意見からすると、配置基準自体が甘いのではないかというふうに、現場を知らないのではないかと思うぐらいな配置基準ではないかなというふうに思っているのですけれども、これ実際年に2回、扱う人数、このことで会議の対象となる人数というのは全部で何人、1回につき何人分について会議を行うのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）この推進会議というのは、それぞれ個別のケースを検討する会議というものではなくて、地域に根差した、その地域に対して開かれた事業所というところで地域の方が使っていただく事業所になりますので、顔の見える形をそれぞれつくっていただくという意味もありまして、自治会であるとか民生委員さんであるとか、例えば隣のお父さん、お母さんとか、そういう方でも参加できますので、その辺は誰々を対象にするということではなくて、その事業所のPRであるとかやっていることの報告だとか、そういうような会議になりますので、若干何人という基準ではないのですけれども、以上でございます。

（潮田）そうすると、それぞれの施設においての家族との連携会という、そういうイメージでよろしいのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）例えばグループホームですと、入所されているご本人と、あとそのご家族、それから近隣の人たちということで、基本的にはそういう顔の見える形をつくっていくというふう

な会議ということで捉えていただいて結構だと思います。

（潮田）通所の方だと、おひとり暮らしの方で通所をされている方ともいらっしゃるかと思うのですけれども、そうすると家族は近隣に住んでいないかというようなこともあると思うのですが、そういった家族にも来てもらうような会議ということになるのでしょうか。これはご本人と家族もというふうになっているかと思うのですけれども。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）施設のほうでどういう判断をされるかというところもあるのですけれども、基本的にはご本人、できればご家族も参加していただいてという形で、何グループか多分施設のほうでお声がけをしていると思います。その中で出てきていただける方に対してご説明をしたりというようなことを行っているようでございます。

以上です。

（潮田）もう一度確認いたします。

ということは、今までこういった運営会議的なものというのはそれぞれの事業所で行っていなかったものだったのでしょうか。これ法的にこういうふうに条例ができてやることになったとなるのですけれども、既に今までやっていたところとかもあるかと思うのですけれども、そういったものとは違う、新たにこれを設けなければならないということになったのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回のお配りした地域密着型のサービスの中で、ほとんどのところが運営推進会議を義務づけられております。若干違うものが定期巡回・随時対応型の部分で、そちらのほうについては運営推進会議ではなくて介護医療の連携会議とかというようなもので名前が若干違って、位置づけも若干違うのですけれども、基本的には地域密着型サービスについては、地域に対して透明性であったり、顔の見える方をつくっていただくということで、その推進会議については義務づけられております。

今回認知症のデイに地域密着型通所介護に準用する形で運営推進会議がついたのですけれども、もともと認知症対応型の通所介護については運

営推進会議の規定がありませんでした。今回の地域密着型通所介護の追加に合わせまして、認知症の通所介護についても運営推進会議をやることということで義務づけられたというところでございます。なので、ほとんどの部分について運営推進会議を開催しているという状況でございます。

以上です。

（潮田）今回の改正では18人未満のところになりますけれども、それ以上の人数のところというのも市内には通所介護あるかと思うのですけれども、そういったところは今言っていたような内容のものというのは現状は行っているものなのではないでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）市内全体で30事業所、通所介護の事業所がございまして、そのうち17が今回地域密着ということで市の指定のほうに越してきたのですけれども、残りの13の事業所については、今までどおり県のほうの指定の中で県のほうの指導を受けながらやっていく形になります。その中には、地域の連携という部分で運営推進会議というのは規定をされておられません。あくまで広域型ということでやっておりますので、地域の連携の部分はないということでございます。以上です。

（潮田）そういたしますと、この通所自体も今現在17のところも鴻巣市内の方ではない方も通所しているのではないかと思いますのですが、その割合というのはどのようになっているのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）基本的には地域密着になると市内の人が原則になるのですけれども、今まで地域密着でありませんでしたので、例えば北本市の方が鴻巣市の事業所のサービスを使うとか、行田市の方が使うというのはありました。

ただ、今回も使っていた方が急に使えなくなるということではなくて、その部分については、引き続き使えるという形で、例えば行田の方が鴻巣のサービスを使うときには、行田市が鴻巣市の事業所を指定していただくという形、手続をとりますので、今まで使っていたものが使えなくなるということはありません。今後新たに使い始めるときには、基本的

に鴻巣市の事業所を使っただくという形になります。

ただ、どうしても地域の自分のお住まいの関係ですとか、ほかの市町村の通所介護を使いたいという場合には、例えば北本の通所介護を使いたいという場合には、鴻巣市のほうから北本にお伺いを立てて、了解を得た上で北本の事業所を指定するという形をとって利用していただくという形になります。ただ、原則としては、鴻巣市の事業所のみ使えるという形でございます。

割合についてなのですけれども、デイサービスですので、日々利用定員が変わっておりますので、なかなかちょっと割合を出すのが難しいところなのですけれども、またその立地条件にもよるのですけれども、市の境界に隣接しているようなところであれば、割と他市の方もいらっしゃっているのかなというふうな印象でございます。

以上です。

（潮田）現状ではほかの市町村、市境に住んでいる方なんかは目の前がほかの市だとしても、そこにあれば通う方も当然いらっしゃるかと思うのですけれども、この運営推進会議というのは、その事業所の中で完結してしまうものなのか、そこで出てきた声がどのように行政のほうに反映されるシステムになっているのか伺います。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）この推進会議というのは、行政というより、どちらかというと地域に対して透明性を確保するというか、地域との連携を図っていくというような意味合いが強くなっておりますので、行政のほうも参加をさせていただいて、その事業所の課題、サービスの課題等をいろいろお聞きする中で、行政としても手助けはしているところなのですけれども、基本的には地域に対してのものという形で捉えております。

以上でございます。

（加藤）この前の本会議の中で、事務的なことでいろいろと事務が煩雑というか複雑、量がふえてくるのではないかということで、職員体制が云々というふうなそんな質問がありましたよね。今現在はあれだけでも、今後いろいろ考える中で人員をもとありましたけれども、地域密着

型の直接というか、今まで介護保険で対応していたものが別の作業になるわけですよね。別というか、介護保険で適用されるものでなくなるわけではないですか。地域密着型で今回やっていくわけですよね。指定地域密着型、これは介護1から5に対してのですね。51号のほうが要支援の関係で、それが介護保険でなくてですよね、そっちの51号のほうは。要支援のほうは介護保険でなくなるわけですよね、28年度は。29年からでしたか、本市として。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回の地域密着の関係は、もともと県で指定していた事業が市の介護予防というか、介護保険の中の一つの事業という形の地域密着型というものに移行したというだけなのです。もともと県のほうで指定していた通所介護というのは、いろんな地域の方が好きに使っていただけたものなのですけれども、広域に使っていたものなのですけれども、今回は市の地域密着型というところに移行しましたので、鴻巣市の方が基本専用で使うというようなサービスになりますので、その部分は市として条例で定めてちゃんと指導していきましょうというような意味合いになります。介護保険の制度から外れるというようなところではなくて、引き続き介護保険の中でサービス内容については全然変わりませんので、同じものが提供できるというような考えではおります。

以上です。

（加藤）間違っているかもしれないのですけれども、何か指定密着型地域のこの関係に講じて、社協のほうに委託として何かやっていくというふうな話をちょっと聞いた記憶があるのですけれども、その辺社協が直接事業所という、1つはおれんじはうすというあそこに事業所ありますけれども、そこでどうするのではなくて、事務作業だけはいろんな依頼があった中で社協で受けて、それをいろんなデイサービスとか何か内容は各事業所にお問い合わせしていくのだというふうな、そんな話を聞いた覚えがあるのですけれども、事務的な作業というのはどこでどういうふうに、それが社協との関係というのはどんなふうになっていくのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回の地域密着型の事業とい

うのは、あくまでも市の事業という形で行いますので、社協に委託をして行っていただくというふうな考えはありません。社協のほうがもしかかわるとすれば、ケアプランのケアマネの事業所ですとか、そういう介護のサービスの部分でかかわってくる可能性はございますけれども、直接地域密着型サービスの指定であるとか指導とかに社協が絡んでくるということは今ございません。

以上です。

（竹田）いろいろと資料を提供していただきまして、ありがとうございました。今地域密着型サービス一覧というので、要介護1から5の裏面のところで、今回は地域密着型の通所サービスといわゆる療養型はあるけれども、鴻巣には該当するものがないよということですよ。認知症対応の黒塗りにした部分のところが改定になりますと。その権限というか、指導改善できる権限が市になりましたよということだと思っておりますけれども、では実際に条例の中で、例えば運営の設置について施設のまず基準が示されていますよね。それから、運営の基準についても示されている、それからいざというときには災害の対応についても示されている。この部分は、県が今まではその部分でやっていたから、そのままスライドさせて、当面はいいかもしれないけれども、定期的いきちとした職員が配置されているかどうか、それから新たに事業所を始める場合には、その運営基準に従って配置されているかどうかとかというのは、どういう手順で調査していくのか、その調査をする人はどういう人なのかをまずちょっと伺います。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）地域密着型というのは、今回通所介護が移行してきましたけれども、もともとごらんとおり、1の定期巡回からいろいろ種類がございまして、それにつきましては、もう既に市で指定をしております。その中で、6年ごとに更新の手続きをとったり、あるいは集団指導をやったりとかということにかかわりを持っているところなのですけれども、例えば今回の通所介護が移行してきましたけれども、新たに小規模の通所介護をやりたいという事業所があった場合、市のほうにお話をいただきまして、その基準を精査した上で、鴻

巢市の介護保険運営協議会というのがございまして、そこに諮って了承いただいた上で指定をするという形をとっております。

以上でございます。

（竹田）ということは、それは書面上の問題ですよ、書面上の問題。では、実際に書面のとおりにならしているのか、必要な職員が配置されているのか、いざというときにはそれをやるということも市の対応になると思うのですけれども、それはどの程度の点検を行うのかも含めてお答え願います。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）基本的に集団指導、それから実地指導というところで数が多いですので、一遍になかなか全てやるのが難しい部分もございまして、実地指導で行くところ、あるいは書面指導で行くところ、順繰り順繰りやっていく形にはとっているのですけれども、今後も新しいところはふえましたけれども、それにつきましても順次市のほうで実地指導等をしていくという形になろうかと思えます。

ただ、4月に移ってきた部分でございまして、その分については県のほうの指定を市の指定としてみなすというようなみなし指定の部分という形をとりますので、改めて市が指定をし直すということにはございませぬので、今後更新のタイミングで再指定をするという部分と、あとは定期的な指導という部分になろうかと思えます。その部分も職員が担当で今行っているところなのですけれども、今後ふえてまいりますので、その辺はお願いをしていきたいというところでございます。

（竹田）いわゆる権限が移譲になってくるわけだから、そういう点では書面は書面として見れる人がいると思うのだけれども、では実際に介護の現場を見ると、書面のとおりにならされるのが、利用者に適切なサービスが提供されることが一番大事なのです。だから、そういう点から言うと、例えば何カ月に1遍点検に行って、計画の運営書に基づいた運営がされているかどうかというのを点検したりとか改善、指導することが非常に大事だというふうに考えますが、その計画、1年に1遍とか、1年に2回とか、そういう計画というのはこの文言上ではどこに

出てくるのですか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）この基準の中にその辺は出てはいないのですけれども、基本的には1年に1回、そこにかかわりを持ちたいなとは思っております。

ただ、いろんな事情が、ほかのと言ってはおかしいですけれども、仕事の都合、制度の改正等いろいろございましたので、その中でできる限りやっているところなのですが、なるべく1年に1回程度かかわりを持った上で、改善していただくところは書面で報告をいただきながら改善していただきたいというふうに指導しております。

以上でございます。

（竹田）ということは、今一覧表を見させていただくと、17事業所、かつ議案第52号との関係でいくと18事業所に、あかね雲吹上苑というのは上にもないので、18園を見るということは、専門的な知識を持っていないと、私のような素人が見に行ったら、見るべきものが見れないというか、ちゃんと端的な目を持ってきちっと見るということが非常に大事だというふうに思います。そういう点では、いわゆる長寿いきがい課の中の職員の配置というのは、今後私は非常に大事になってくるかなというふうに思うのですけれども、現在はそういう介護の現場を経験したり、介護の事業に熟達した職員というのは今どのくらいいらっしゃるのでしょうか。本当に職員の配置というのは私大事になってくるかなと思っているのですけれども。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今この辺の事業者の指導等を行っている担当につきましては、管理職1名、それから担当を2人程度という形でやっております。

ただ、なかなかおっしゃる専門的な知識がございますので、今回の通所介護なんかにつきましては、県のほうで指導していたようなマニュアルみたいな自主点検表みたいなものをいただいておりますので、それに基づいて順次勉強しながらですけれども、やっていければなというふうに考えております。

以上です。

(竹田) ということは、いわゆる介護というのは私、本当にさっきの間違いやすいなと思うのは、50号、51号の資料の中、地域密着型のサービスの一覧でも要介護1から5の人でも、こんなにややこしい名前、地域密着型通所介護とかとあるでしょう。地域密着型特定施設入居者生活介護とか地域密着型介護老人福祉とか、認知症にならない前の人を読めば多少わかるかもしれないけれども、老老介護をやっていて、70、80代の人たちがこの施設の区別をどうやるかを見たときに、非常に難しいことを相手に理解をしていただいで説明するという、ケアマネさんの苦労というのは本当にこういうところを一つ見てもわかるかなというふうに思うので、そういう点から言うと、私、職員配置の問題でいうと、実際に始まっているので、きのうの本会議場では今後というふうにおっしゃっていましたがけれども、今後というのは今年度中でも私は配置を求めている必要があるのではないかなというふうに思いますが、最高責任者の部長さん、どんなふうにお考えでしょう。

(健康づくり部長) 職員の配置のほうですけれども、これは28年4月1日からということの法改正になっているわけなのですけれども、きのうも話はしたのですけれども、職員配置のほうにつきましては、担当部署と今協議はしているのですけれども、実際この改正というのが28年度中という猶予もあるわけなのです。すぐにやらなくてはいけないという理由はないのですけれども、ただ今回は文言の訂正とかあるものですから、直近の6月ということで条例改正を上げさせてもらったのですけれども、その辺はちょっと担当とも話はしておりまして、急に事務量がふえるということはないのですけれども、必ずこういうやらなければいけないという事務もありますので、これは28年度中に担当としても協議はしていきたいと思っております。実際にどのくらいの事務量がふえるのかというのもなかなか見えてこないものがありますので、その辺はちょっとご了解願います。

(竹田) ということは、28年度中に検討するということは、今ある17の事業所ともう一つの要支援1、2の人の介護予防のための施設については、書面上、県から今までのみなしでやっているから、今年度は現場に

行って点検しませんというふうに言ってしまうとちょっとあれかもしれないけれども、ということは考えているのかいないのか。現場に行って、とにかく指導をして適切に運営されるかどうかということを見ていただくのが私は大事だというふうに思うので、どうでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回追加された17の事業所につきましても実際に市が入ったことはございませんので、今年度中に何とかかわりは持っていきたいと思うのですが、細かな基準全てに対してのチェックが全部できるかどうかというところについては、はっきりちょっと申し上げられませんが、なるべく努力をしていきたいというところがございます。

以上でございます。

（竹田）私は、ぜひ現場を見ていただいて、今まで許認可が県だったから、余り現場に入ることはなかったかもしれないけれども、この18の施設というところがどういうサービスで、どういうふうになっていて、どういう仕組みになっていて避難ができるのかというところを私はやっぱり適切に見ておく必要があると思っています。何かあったときには今度市の責任になるわけでしょう。今度は許認可権があったわけ。ということは、だから逆に言えば、私は適切に見る上でも、見れる目を持った人をちゃんと配置することも含めて、今職員も695人ですというふうに報告されているから、その後5人は定数の中に入るのだから、必要な人も含めて、例えばケアマネの経験のある人とか、そういうことも含めて採用していただいて、やっぱりサービスを適切にやって、何かあったときにも市がちゃんと責任を持つよという体制を私はつくっておく必要があるかなというふうに思いますので、今年度の検討課題ではなくて、早急の検討課題にできるかどうか、ちょっと済みません、再考できるかどうかお尋ねをしておきます。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）1点だけ、今の地域密着型で今回17事業所加わりましたけれども、それ以外の事業所につきましても、以前から市のほうでかわりを持って事業所にお伺いしながら、基準に合致しているかどうか、あるいはサービスに誤りはないか、請求に誤り

はないかというところで、それぞれ確認をしながら指導しておりますので、今回の17事業所についても同様にやっていきたいという考えでございます。

ただ、今までまるっきり職員がやっていなかったということではなくて、一応専門的な知識が必要でございますので、ある程度経験のある職員が当たっているというところでございます。

以上でございます。

（竹田）今度は要支援1のいわゆる介護予防で認知症の対応の施設に今度なっていくのですけれども、このところでは私たちも行く道ですし、認知症というのは非常に日々の生活の中でもある程度予防できる分野にはなってきましたけれども、この点でいうと、介護予防の認知症対応の通所介護事業では、鴻巣では1つになっていきますけれども、全体としての介護予防の認知症の人たちの実態というのはどのくらい市の段階でつかんでいるのかどうか、この点をちょっとお聞きしておきます。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）今回認知症の絡みの状況ということの質問かと思うのですけれども、認知症というのはなかなか発見が難しいといえますか、ご家族でも隠してしまったりですとか表に出さないというようなところもございまして、実態がどうかという把握が難しいところなのですが、なかなか難しい中で、今回埼玉県のほうで認知症の検診みたいなものを事業化しようというお話がございまして、その中でなるべく早期のかかわりが持てる方が発見できて、市で設定しています認知症の初期集中支援チームですとか、あと認知症の推進員につなげていければなというふうに考えていますが、実際にどのぐらい、どういう状況かというのはなかなか把握しづらいところがございまして、数字等をちょっと申し上げられないのですけれども、済みません、申しわけありません。

（竹田）この間文教福祉常任委員会で視察をさせていただいたときに、私は非常に印象深く受けとめたのは、副院長先生が、ご一緒だったからあれですけれども、日本は認知症になると困ったものというふうな受けとめをするので、認知症が社会的な問題になってきているけれども、欧

米諸国はそうではないですよと。人間の摂理として、なるものに対して、きちっと受けとめる社会ができていて、やっぱりそれが社会保障だというふうに私は話を聞いたときに本当にそうだなと思ったのです。人間は必ず年をとるわけだし、病気になったり、いろいろな医療の施しが必要になったときに、困ったものとした受けとめではない社会というのをつくっていく必要があるかなというふうに思ったのです。本当にそういうところでいうと、日本のいわゆる一人一人の生き方に対する人権感覚とか社会保障は何かというところを本当に考えさせられた視察でよかったなというふうに思っていますけれども、そういう点から言うと、介護予防の今実際に施設でやっていますけれども、ああいう済生会病院のような事業の展開というのはどこかで考えておられるのでしょうか。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）済生会さんのほうで、この前の視察、ご同行いただきましたけれども、あそこについては県の指定する認知症の医療疾患センターという形になりますので、その部分については県のほうで順次ふやしていくというようなお話を聞いております。また、済生会の中でこのとりという包括をお願いしているのですけれども、その中に認知症の地域支援推進員ですとか集中支援チームを置かせていただいています。そこについても軌道に乗ってくれば、いろいろ把握ができる部分出てくると思いますので、その部分は十分今後強化していきたいなというふうに考えております。

以上です。

（矢島）基本的なことを1つお伺いします。

18人以下の通所介護等の指定や監督が市町村に移管されるということなのですが、移管しなければならない理由、それからメリット、デメリット、利用者側、それから事業者側を教えてくださいということと。

あと1点、移管しようではないかという発想の出どころ、どういうところからこういう発想が起きているのか、これをお伺いします。

以上です。

（健康づくり部参事兼長寿いきがい課長）18人以下が移管された理由と

いいですか、もともと医療と介護の総合確保法という中で、地域包括ケアというもの、地域の中でいつもの在宅で地域支援を生かしながら元気で暮らしていただきましょうというような理念がございまして、その実現に向けての小規模の地域に密着した、そういう身近なサービスをつくるという意味があって、広域型のものから市町村が指導できるような地域密着型に移行したというふうに捉えております。

利用者についてのメリットにつきましては、基本的には広域型の部分と何ら変わるところはないのですけれども、あくまでも自分が住んでいるところの近くにある事業所さんというイメージになりますので、その事業所さんはこういうことをやっていて、どういう人が入所をされていてということが地域に対して開かれておりますので、そこに対して入所したり、サービス使ったりするということになりますので、地域と連携ができるといいですか、例えばグループホームなんかですと、地域のお祭りに参加したりですとか、地域の防災訓練とかそういうものを一緒にやらせていただいたりとか、そういうような連携の部分ができる場合がありますので、それについては利用者にとってはメリットなのかなというふうに考えています。

ただ、利用者によっては、自分の地元では嫌だよというふうな方もいらっしゃると思いますので、逆にその辺がまたデメリットになる可能性もございます。事業所としては、基本的には余り変わらないのですけれども、運営審議会をもとに地域に開かれてというところがありますので、なかなか今までよりは地域に対して重点を置いていかないといけないかなというところで、その辺は大変なのかなというふうに考えております。市のほうとしては、先ほど来申し上げましたとおり、指導の部分がありますので、それについては事務量がふえるというような形でございます。

以上でございます。

（矢島）端的にお答えいただいて、ノーコメントの場合、ノーコメントで結構ですので。条例改正は必要だと思いますか。ぜひやりたいと思いますか。

以上です。以上で終わります。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長)ノーコメントでお願いします。

(田中) 50号、51号と地域密着型サービスと介護予防サービスの、要は市のほうの人員をふやす、介護というのは本当に自分がそれになってみて、初めてわかるというか、それでも追いつかない、どんどん、どんどん先に進んでしまう。だから、後手後手に回って、うちも父も母も亡くなって介護の手続をしていくと、後回しというか、要するに進んでしまうのだけれども、手続はどんどん後になってしまうと。あとは信頼度というのがあって、市の行政が直接来るのではなくて、民間の人を通してお話をして、どういうのがいいですよとかという形。迷っていたりすると、どんどん進んでしまったりなんかする部分があるのですけれども、今後改正の中で、市のほうで当然人員をふやしたりなんかして、そういうのが的確に、スピーディーに進められるようになることが望ましいのですけれども、そういう今回の改正で可能性があるのかどうかということをごちょっとお聞きしたいのですが、よくなるという可能性です。

(健康づくり部参事兼長寿いきがい課長) 状況に応じて後追いになってしまうという部分も確かにございますけれども、その部分については、申請相談いただく中で、前倒しですぐ使うこともできますので、また介護保険以外のサービス等もございますので、そこは相談させていただきながら、なるべく早急な支援ができるような形でやっていきたいというふうに考えております。

あと信頼度ということで、民間の事業所さんたちが伺ってケアプランをつくったりというところで、実際市がかかわりがないというところなのかなと思うのですが、そこについては、どうしても介護保険という、社会保険という制度の中で、市が全て行えるかというところ、そこはちょっと厳しいところがございます、あくまで県のほうの指定を受けた事業所さんがちゃんとした公平な事業所として介護者のために支援していただくというような理念を持ってやっていただくという形になります。その部分については、逆に市がかかわれるかというところになると、ちょっと厳しい状況かなというふうに考えております。

体制についても今回地域密着がふえることによって、人員のほう、要望

しておりますけれども、そこについてはサービスの利用についてどうかというところでは、余り変わりはない状況かと思えます。

ただ、職員一同、なるべく早急に支援ができるような体制を整えていくつもりでございます。それについては、また周知して徹底してやっていきたいと思えます。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第50号 鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)

◇

(開議 午前10時41分)

(委員長) それでは、再開をいたします。

保育課長から発言の申し出がありましたので、お願いします。

(保育課長) それでは、先ほどの議案第49号で潮田委員さんからご質問のありました平成27年度の放課後児童支援員の採用の状況と、それから資格要件なのですけれども、17人、昨年度採用いたしまして、そのうちの有資格者が10人、資格なしの補助員が7人でした。

以上でございます。

それでは、議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(潮田) 今説明がありました中で、放課後児童クラブの件につきましてお伺いしたいと思います。

改修の大まかなことはお話がありましたけれども、今回小学校のほうになるというふうになると、セキュリティーの関係と、あとセキュリティー全体の管理がやはり学校とのかかわりも出てくるかなというふうに思います。そのことが1点と。

あと人数に対しての支援員のほうの人員配置になりますが、単純に人数に対してだけではなくて、場所が2カ所になれば、その分手当てとか、人員配置が必要になると思います。今回の新たに4つ、小学校のほうで分室という形をとることに当たって、人員の増員がどのようなになっているのか、また利用するほうの子どもたちの利用人数がどのぐらいふえることができるのか、まずお伺いします。

(保育課長) 初めに、学校の中に入る分室についてのセキュリティー管理の問題についてお答えいたします。

セキュリティーに関しましては、放課後児童クラブのほうで今回お借り

する2教室について警備をさせていただきます。そのほかの場所なのですけれども、トイレですとか学校施設を使わせていただくようになりますので、廊下を歩いて手洗い場ですとかトイレを使わせていただく場合がございます。そちらのほうの使い方ですとか、そういうことにつきましては、学校とこれから協議書を取り交わしまして管理をしていきたいと考えております。

それから、放課後児童支援員さんの配置についてでございますが、40人に対して2人というような配置基準がございます。そちらの配置基準を守って配置をしていきたいと思っております。現在の支援員さんの人数で計算上は足りるようにはなるのですけれども、交代要員ですとかいろんなことを考えますと、もう少し増員が必要なのかなというふうには考えております。

それから、お子さんを分室と今までのところとどのように分けるかというようなことが出てくるかと思えます。学年によって分けるかとか、それから地域で分けるか、いろんな分け方の考え方がございまして、今支援員の皆さんと協議をしているところでございます。まだ人数配分については決まっていない状況でございます。

以上でございます。

(利用人数が何人の声あり)

(保育課長) 済みません、分室をつくることによってどれぐらいの人数がそちらに入ることができるかというようなことなのですが、これから備品の置き方にもよって面積の基準に従った人数配置というのが明確になるものですから、今大まかにしかわからないのですけれども、両方合わせて2教室で60人ぐらいの人数が入れられるようになる予定でございます。

以上です。

(潮田) 済みません、2教室という意味がわからないのですけれども、各学校で2教室ずつふえるということになるのでしょうか。4つの学校の先ほど2つは廊下とかトイレとかを使う関係があるというのがあったのですけれども、それぞれについての学校名で明示していただけますで

しょうか。

（保育課長）全ての4校において2教室を使わせていただくことになっております。

以上です。

（潮田）そうすると、今のお話だと、人数、数字上は足りるのだけどもという話でしたが、2教室ふえることで1つのところで40人が一つの単位でしたか、60人が一つの単位、40人ですよね。そうなると、今現在でも支援員さんの声を聞くと、いろいろなお子さんいらっしゃいますので、足りないかなというふうに思っております。当然迎えに来た親御さんへの対応、そのときに親御さんからのお話があったり相談しているときというのは、ほかのお子さんを見ることができなかつたりというふうになるかと思うのですけれども、具体的に今の時点でこれが分室ができ上がった時点で、やはり人員配置、考えていく必要が確実にあるように思うのですけれども、この分室の整備がいつ完了して、いつから子どもたちを受け入れることができるのでしょうか。

（保育課長）分室については、なるべく早く子どもたちに入ってもらいたいと思っておりますので、夏休みに工事を行って、9月から入室できるように整備を進めたいと考えております。

以上です。

（潮田）先ほど済みません、60人ふえると言っていたのは、1校につき60人でしょうか、ちょっとそこら辺の数字をお願いいたします。

（保育課長）1校2教室に入れる児童数が60人程度ということになります。

以上です。

（潮田）そうすると、やはりどう考えても支援員の数は足りないのではないかというふうに思います。実際にはなかなか募集をしても応募がないというのはあると思うのですけれども、先ほど平成27年度で17人採用という話がありました。今年度としては、どのくらいを一応考えてはいるのでしょうか。

（保育課長）入所児童数に応じてということになりますので、今現在は

児童数に対し支援員の数というのは足りてはいるのですけれども、児童の状況で、また支援の必要なお子さんが入ってこられたりですとか、いろんな事情がありますので、そういうことを全てなるべく配慮をして、基準以上の配置を行いたいとは思っていますので、具体的に何人ということは今現在は申し上げられないのですけれども、例えば夏休みなどは人材派遣会社のほうに依頼をして人数をふやしたりですとか、学生、アルバイトさんを募集しまして、それでちょっと人数をふやしたりですとか、そういう対応をさせていただいております。

以上です。

（潮田）先ほど学校との協議はこれからという話がありました。当然学校のほうの建物を使うとなると、校庭のほうの使い方という問題も出てくるかと思えます。また、土曜日とかになりますと、学校開放のほうの関係もありますけれども、やはりこれは学校側の理解もなければできないことですし、万一何か起きてしまったらということもありますので、そういった協議はいつからどのように始めていく考えなのでしょうか。

（保育課長）現在まだ協定書というものはでき上がっていないのですが、協議のほうは既に進めております。学校側のご意見といたしましては、やはり授業をやっている時間帯については、校庭を使うのは差し控えていただきたいというお話があります。ただ、この部分だったら時間前でも使ってもいいですよというような、そういう場所指定ですとかそういうこともご提案いただいたりしておりますので、これからまた具体的に全て詰めていくことにはなります。

それから、土曜日についてなのですけれども、土曜日についての使い方については、ほかのそういう団体さん等も入られますので、検討中ということになっております。

以上です。

（潮田）そこら辺については、やはりよく説明をしておかないと、子どもたちも悪気なく遊んでしまうことも当然あるでしょうし、親御さんにもよくご理解をいただいておりますと、せっかく分室がふえて子どもたちのためによくなったことが、逆に不満の対象になってしまったりとい

うことのないようにしていく必要があると思います。今回4校だけありますけれども、今回の対象となっている4校のほかでも、待機まではいかないけれども、入りたいけれどもというような状況だったり、人数が大変多かったりというところはないのでしょうか。

（保育課長）鴻巣市としましては、待機児童は出さないという方針で何とか皆さんに利用していただけるようにということをやっております。場所の確保というのがとても難しいわけなのですけれども、児童センターの図書室を借りたりですとか、公民館の中のお部屋を借りたりですとか、また小谷小学校は体育館に地域交流スペースというところがありまして、そういうようなスペースをお借りしながら対応をしております。

以上です。

（潮田）人材確保の件で夏休みについては、人材派遣の会社というふうになっていましたけれども、なかなか募集をしても来ないというのの大きな理由はどういうところにあるのでしょうか。

（保育課長）それは、私の個人的な感想になってしまうのですが、時間帯が難しいのかなというのを感じております。子育てをしている方は、自分のお子さんのお世話をする時間帯とちょうど同じ時間帯になりまして、応募が難しいのかなというところは感じております。

以上です。

（潮田）先ほどの有資格の件とかかわってくるのですけれども、平成27年のときも10人の方が子育て経験者ということで、子育て経験者だと補助員という形で入るのでしょうか。その部分、資格に余りこだわらなければ、もう少し人は来るのでしょうか。

あとは、実際には時給が非常に安過ぎるのではないかというのもあるのですが、お給料の関係ではなく、時間帯だけというわけではないと思うのですけれども、時間帯ということの理由。処遇というか、お給料については支援員さんからどのような意見が出ているのでしょうか。

（保育課長）お給料に関しましては、今回有資格者と資格のない方でちょっと分けさせてはいただいているのですけれども、特にお給料につい

てのご意見というのは直接はいただいております。

以上です。

（潮田）有資格者とどのぐらい違う、お幾らなのでしょう、そのお給料は。

（保育課長）主任放課後児童支援員さんの資格ありの方が1,070円なのですが、今現在は皆さん任期つき職員になったので、この階層を使っている方はいらっしゃらないです。

それから、常勤の放課後児童支援員で資格ありの方は1,060円になります。補助員の方は1,050円です。

非常勤の方につきましては、資格ありの方が910円で補助員の方が900円となっております。

以上です。

（潮田）今回の分室ができることに際して、どう考えてもやっぱり人は必要だなというふうに思います。当然今まで一つの部屋で見ていたのが2つに分かれて、それも同じ敷地内ではなくて全く違うところになるわけですから、そこについては、今の時点でやはりかなり今まで以上に募集をかけるなり、地域の方にご協力いただくとか何かしていかないと、どんなにこれで今予算をつけて整備もし、備品をやったとしても、人の手当てができない限り、子どもたちをそっちに動かすわけにはいかない、安全性が保たれなければできませんので、そちらのほうを強くやっていただきたいかなというふうに思います。今後、今の4校のほうにも市としては同じように分室のほうを考えているのでしょうか。

（保育課長）分室を考えたところは、ほかにも昨年度検討した中でございましたが、学校内に余裕教室がない限り入れないという状況があります。例えば田間宮放課後児童クラブはいっぱいなのですけれども、児童数も田間宮小学校の児童数がふえているので、余裕教室がありませんので、余裕教室で対応するということはちょっと不可能というようなことで、そういう箇所が何か所もありまして、今現在で余裕教室活用できるのは今回整備したところだけになるのかなと思っております。

以上です。

(潮田) この件に関しまして、学校側のほうはどのような思いというか、見解というかあるのか、学校教育のほうの部局でお答えいただければと思います。

(教育支援センター所長) 学校側としては、放課後も学校にということ、やはり子どもの安全をどこまで責任を持てばいいかというところが非常に大きい問題として捉えていると思います。その部分をしっかり確保していければ、詳細については煮詰めていけるのではないかとということで、とにかく学校では子どもの安全ということをおっしゃいます。

以上です。

(潮田) 今回学校の分室を使うとなると、既にやっている放課後子ども教室との関連も出てくるかと思えます。放課後子ども教室とのうまく運営していく整合性というかはどのように考えているのでしょうか。

(教育支援センター所長) 放課後子ども教室としては、実は現状として学童に送迎するというところで、地域の方が主体でやっておる事業です。ボランティアさんがいないことには、やはりその安全が守れないというところで、非常に苦慮していたところがあります。そういう意味では、放課後児童クラブが学校の施設内に入ることでは、非常にこちらとしてはよい状況だと捉えております。

以上です。

(潮田) 放課後子ども教室が終わった時点で学童に移動するという、時間的な重なりという部分については何も問題ないということでしょうか。

(教育支援センター所長) 現在も放課後児童クラブの子どもは参加しております。それはまず学校の授業が終わりましたら、その学校によって集まる場所は違うのですけれども、そこに集まって、コーディネーターが全員を点検をしまして、その後放課後子ども教室が始まります。それには児童クラブの子も入っております。そのちょうど終わる時刻というのが大体4時半なのですね、放課後子ども教室が終わるのが。4時半になりますと、自宅に帰る子は必ず保護者がお迎えに来ます。放課後

(スポーツ健康課長) 今ご質問いただいたとおり、平成27年度から始めておりますが、27年度については1,016名の方にご参加をいただいております。そういった中で、日々歩数計をつけていただいている歩いていただくことで、大変体の調子がよくなったという部分と、それから医者にかかる回数が歩くことによって減ったということで、かなりの反響をいただいております。アンケート調査の中でも体の調子がよくなったということと、医者にかかる回数が減ったということは、かなりの部分で反響いただいているところです。今年度については、さらに1,000名の募集をかけさせていただいて、27年度の1,000名と合わせて2,000名という形で募集をさせていただいているところでございます。

以上です。

(潮田) そうすると、去年と同じ内容をことしもやる、人数が倍になったということではないのでしょうか。今回の予算、県から来たわけですが、内容的に新たな取り組みというものはどういったことがあるのでしょうか。

(スポーツ健康課長) 28年度につきましては、国の補助金と、それから埼玉県からの補助金と両方使わせていただいている中で、ウォーキングポイント事業は参加していただくのが2,000名と、それからその中に健康長寿毎日1万歩事業というものもダブってやらせていただいております。2,000名のうち、216だったかな、200名ちょっとの方々に対しては血液を採取させていただいて、歩き始める前と、それから歩き終わった後、数カ月後の血液を比較をさせていただいて、その血液の成分分析等も行っていくという形になっております。

それから、平成28年度については、ウォーキングマップを作成したりですとか、あるいはその途中で参加していただいているの方々に対して行っておりますフォローアップ教室等の回数等も充実をさせていくということで、平成27年度よりさらに充実した内容で事業を展開するというのを考えてございます。

以上です。

(潮田) この血液採取をしたのが2月だったのでしょうか、その成果はま

だ数値的なものは出ていないのでしょうか。

（スポーツ健康課長）出ております。こちらのほうで分析をしたものと、それからそれを専門の機関といいますか、専門家に見ていただいてというところから出ております。医療費関係でかなりの成果が上がっているというところで、参加していただいた方と、それから参加しなかった方の対照群という形で、1年につき3人を対象といたしまして、前年度に同じぐらいの医療費を使った方との比較という形で成果を上げていただいております。具体的な数字的には、1人頭平均6,000円程度の抑制効果があるというようなことで分析結果は出ております。

（潮田）そのデータの公表とかというのは考えているのでしょうか。

（スポーツ健康課長）とりあえず平成27年度の単独、1年度の結果でございまして、これをすぐにこういった効果がありましたというふうに参加者全員にお伝えするということは考えてはございませんが、今後28年度、続けていく中で、さらにその分析の精度を高めまして、その結果を受けての公表というのは今後検討させていただきたいというふうに考えています。

（潮田）そうすると、今回先ほどの答弁で27年度よりもさらに充実させるということでありましたけれども、具体的には先ほどありましたウォーキングマップ、フォローアップ教室ということでありました。やはりせつかくいいものをしていて、結果が出るためにはきちっと計画というか、さらにバージョンアップというものを明確にしていく必要があって、やはり予算これだけとっている以上、皆さんに結果がわかるような形で、もちろんデータというのはたった1回で出てこない部分もあると思いますけれども、そういったことをもっともっと皆さんにアピールをしていってもらいたいかなというふうに思っています。では、これでいいです。

もう一点、少し戻って、こども未来課の事業が市町村による提案実施事業補助金の情報発信型、これ少し詳細をお願いいたします。

（こども未来課長）それでは、先ほど潮田委員のほうからご質問ありました概要ということによろしいかと思うのですが、その辺をちょっと説

明させていただきます。

こちらにつきましては、県央の地域振興センターのほう調整役となりまして、県央地域の定住促進・子育てナビ事業という事業をやるものがございます。こちらにつきましては、県央地域ということで4市1町の共同で定住促進ですとか転入を含めた形での鴻巣市に住んでいただくということでのガイドブックを作成しまして、そちらのほうを宅地建物の取引業の事業者のほうにガイドブックを配付いたしまして、それをもとに鴻巣市をアピールしていただくということでの事業ということになっております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、今回これ歳入70万ですけれども、鴻巣市の負担分が70万ということであって、70万だけでこのガイドブックができるというものではなく、4市1町で同じものをつくるということによろしいのでしょうか。

(こども未来課長) こちらにつきましては、4市1町の共同の部分になりますので、今後、今現在業者のほうを選定をさせていただいているところなのですけれども、当然ガイドブックにつきましては、これからその業者の提案というか、そういったものを含めまして共通する部分ですとか、あとは各市町が独自に行っている制度ですとか、そういったものをまぜ合わせて掲載をしてPRしていくというようなガイドブックになるかと思っておりますので、今後内容につきましては、協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

(潮田) 確認いたします。鴻巣市でひなちゃんの子育て支援ガイドブック、すごくいろんな情報が載っているいいものをつくっていただいております。それとは別につくるということによろしいのでしょうか。ひなちゃんのガイドブックは、それで存在していくものなののでしょうか。

(こども未来課長) 先ほどの子育て支援ガイドブックというお話が出ましたけれども、こちらにつきましては、今後も引き続き作成のほうをさせていただきたいと思っております。

それとは別に、定住促進ということでのガイドブックを別に作成するこ

とになっておりますので、その辺は別々になります。ただ、内容としましては、当然子育て支援ガイドブックの内容と重なる部分もあるかと思っておりますので、その辺につきましては、また当然4市1町、共同作業ということでの、業者を交えての内容の検討ということになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

(潮田) そうすると、ひなちゃんの子育て支援ガイドブックのほうにつきましては、これは健診のときにやりますよね、健康づくり課のほうの母子の1歳児半健診とか4カ月健診とかで配るのでしょうか。今回新しくできる70万の予算の部分のこれは、その配付方法、またそういったものがあるということの周知方法はどのようにしていく考えでしょうか。

(こども未来課長) 先ほどの子育て支援ガイドブックにつきましては、当然窓口ですとか転入時あるいは出生時、届け出があった際に配付のほうをさせていただいているところなのですけれども、今回作成するガイドブックにつきましては、不動産業者のほうを通じまして転入とか定住を検討されている方々に配付のほうをお願いしようということになっておりますので、当然鴻巣市に住んでいただくということですので、そこで専門的な知識もごございます業者のほうにちょっとお願いをさせていただきたいと思っております。

以上です。

(潮田) 今宅建業協会とかというお話もありました。ということは、この70万だけではなくて、そちらからもお金が出ること、民間とのコラボレーションということで、予算的にもコラボレーションすることになるのでしょうか。

(こども未来課長) 協会のほうにお願いする部分につきましては、県のもう一つの事業としまして、県央エリアアドバイザー養成講座というものの開催を予定しているところです。それにつきましては、県の振興センターのほう为主体となりまして、その作成したガイドブック等、また勉強していただきまして、あとは市の独自の部分等、説明をさせていた

だいて、それをもとにやっていくような形になるのですけれども、当然負担ということになるのですけれども、その辺につきましては、協会のほうからの負担というのは特にございません。

（委員長）まだ結構ありますか。

（潮田）あと1点だけ。確認いたします。

そうすると、今宅建業協会とかそっちのほうで配付とかはするということでしたけれども、鴻巣市としては、この70万の予算で何部つくっていく、どのくらいの方たちを対象にこれを配ろうという考えでいるのでしょうか。

（こども未来課長）この70万というのは、あくまでも補助金ということでのものになります。実際に歳出のほうなのですけれども、鴻巣市として予算化してありますのは、当初予算で159万2,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、4市1町でやるものですから、その鴻巣市の負担分として159万2,000円ということになっております。その中の補助率が2分の1ということになりますので、70万ということになります。ただ、2分の1とはいっても、10万円未満につきましては切り捨てということになりますので、端数のほうがなく、70万ということになっております。

先ほどご質問の部数なのですけれども、当然今現在業者の選定ですとか、また委託の関係もございますので、その金額によって部数のほうが若干変わってくるかと思うのですが、一部の単価ですとかそういったものもかかわってきますので、おおむねなのですけれども、全体なのですけれども、4市1町全体で2万部ぐらいを予定しているところです。そんな中で、また今後県央エリアのアドバイザーですか、そういった方々が勤めていらっしゃる店舗の数にもよるのですけれども、そういったところの配付の部数ですとか、そういったものもかかわってきますので、若干のずれはあるかとは思うのですけれども、おおむね2万部ということ聞いております。

以上です。

（竹田）今の続きからちょっとお伺いしますけれども、4市1町でやっ

て、それで不動産業界の人に広めてねというふうにやるわけで、では全体の予算がどのくらいで、その負担割合がいわゆる鴻巣市とすれば159万2,000円になるから89万2,000円になるわけですよ。その負担割合と全体の予算の数値からまずお伺いします。

(こども未来課長) 全体の予算でいきますと、ちょっとお待ちください……たしか800万から900万だったかとは思いますが、正確な数字がちょっと今答えられなくて大変申しわけないのですが、県央の振興センターのほうでの調整ということになっておりますので、その4市1町の協議の中で鴻巣市はこの159万2,000円ですよということの回答でお願いしたいと思います。

(竹田) 県央エリアはいい地域だから、皆さんぜひここにお住まいくださいねという趣旨に基づいて、住まいを、定住させるにはおうちをつくってねとか、だから不動産屋さんも絡んでくるのだと思うのですが、では一番そういうところでは定住するのだからおうちをつくるか、マンションに住むという、そこに懐に入ってくる不動産屋さんだっといういい思いををすると思うのです。鴻巣にはもちろん住んでいただくから、そこで鴻巣がアピールになったり、少子化の問題となるのだけでも、でもそこでおうちを建てたり、不動産が売れるようになれば、不動産業界だっといういいと思うのです。だから、不動産屋さんをお願いしてやるようになると思うのですが、そういう点でいうと、不動産屋さんにもいい思いを、ちょっと表現が悪いかもしれないけれども、いわゆる還元されるわけだから、そういう点での負担はどうかしらという検討というのは、中心になる県の振興センターになると思うのですが、検討されているのかどうかはおわかりになったら教えていただきたいと思ひます。

(こども未来課長) 大変申しわけございません。その辺につきましては、まだ県の振興センターのほうに確認をとっておりませんので、ここでの回答はちょっと差し控えさせていただきたいと思ひます。大変申しわけございません。

(竹田) だから、県央はいいところよ、ぜひ来てねということと、また

ほかにも新婚さんいらっしやいという事業を鴻巣ではやっているわけだから、そういう点では魅力的なまちにどう移していくかというのは非常に大事だというふうに思います。

それとあわせて、どういう項目を入れていただくかというのは、やはり例えば上尾がよくて、鴻巣がちょっと劣っている、こっちは鴻巣がいいけれども、ほかのところと比べたらどうかしらというのをみんな比較検討して見ると思うのです。だから、そういう点からいうと、今後の対応策として、これは私の一般質問でもあるのですけれども、例えば土曜保育の問題では4市1町の中で鴻巣以外は全て土曜保育をやっていると。だけれども、鴻巣だけはやっていませんとなったときに、働きながらというふうになると、やっぱり、ああ、ここで比較検討されてしまうと損だなというふうに思うのです。だから、そういうところも含めて、一部のところにはないけれども、ある程度同じところにしておいて、ここはいいという断トツの部分も含めたやっぱり戦略的なものというのは私は必要だというふうに思うのです。そういう点では福祉こども部長、どうですか。全体の引き上げも含めて、とりわけ県央の中は県央の中でいいのだけれども、鴻巣をセレクトしていただくという部分でのやっぱり私は戦略として必要かなというふうに思うので、そこら辺はどうですか。

(福祉こども部長) 今回の事業につきましては、具体的に子育てのしやすさ等をアピールして、子育て世代に転入してほしい、定住を促進したいということの意思の中で各市町村がガイドブックをつくるということになります。

ただ、その中にうそがあってははいけませんから、実際に事実の中で自分でアピールしたい、鴻巣市としてアピールしたいというものを前面に押し出していくということも大変重要かとは思っています。

それから、先ほどお話あったひなちゃんの子育て支援ガイドブック、あれについても誠心誠意、鴻巣市の子育てを応援するためにつくっているものですから、それも参考にしつつ、こども未来課のほうでは今後その内容について検討させていただきたいと思っております。

以上です。

(竹田) 続いて、放課後児童クラブのほう、保育課長さんはやることがいっぱいで、保育課の皆さんって、今回の子ども・子育て支援法に基づいたいろんな実務をやらなければいけないのと、かつ法律が変わっているの、それを読み込んで間違いのないようにやるという細心の注意も払わなければいけないという点では本当に大変だし、かつ質問もされるから、またその調査もしなければいけないというのでは、本当に私もそういう一人なのですけれども、そもそもは放課後児童クラブを学校の余裕教室にした理由というのは何ですか。というのは学校との管理のいろいろな問題で調整しなくてはいけないわけけれども、今まではそういう余裕教室というのは発想もあったけれども、一切教育委員会との関係ではつくっていなかったのだけれども、逆に言えば、放課後児童クラブは放課後児童クラブとしてきちんと用地を確保して、それに見合った施設をつくる、提供するというほうが、よほど私はシンプルでいいかなというふうに思うのです。そういう点からいうと、なぜ余裕教室にという発想になったのか、そこから伺いしたいと思います。

(保育課長) なぜ余裕教室という発想になったかということなのですが、まず平成26年の7月31日に文部科学省と厚生労働省の連名で放課後子ども総合プランというのが出されました。そちらの中で新しく整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとすると。そして、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す、そのような方針が出ましたので、まず子どもがいっぱいになってしまった場合には、学校の余裕教室を当たってみるといようなことを市でも方針とさせていただきました。

以上です。

(竹田) 国がそういう方針でいるということは、さっきの小中一貫教育もそうですけれども、なるべく子育てを支援といいながら、かかる費用についてはコストをかけないようにすると、だから余裕教室という名称のもとでやるというのが国の政策の具体化として、鴻巣でもああ、そうだなということやり始めたのだというふうに思います。

そういう点でいうと、例えば今田間宮の放課後児童クラブについては、

民間も手を挙げているということですがけれども、ここの先ほどとの関係では出てきませんけれども、何人受け入れることが可能なのか、そして今の実際の田間宮の放課後児童クラブというのは、本来の田間宮放課後児童クラブがあって、古い公民館を使っている放課後児童クラブがあって、そのほかに足りないので、児童センターの部屋を借りてやっているという状況ですよ。もう200人以上ですよ。そういうところに今度の民間が建てるのとすると、どのくらいになって、では実際に民間がつくれるもので足りるのかどうかも含めてちょっとお伺いしておきます。

（保育課長）田間宮放課後児童クラブが同じ学区内に民間の放課後児童クラブを建てる計画が今年度ありまして、そちらにも補助金を出して建てるわけなのですが、定員については、事業者さんとお話をする中で、事業者さんは40人にしたいというようなご希望です。ただし、施設規模にしてはそれ以上のものを建ててくださることなので、この先は40人でスタートはいたしますけれども、それ以上の受け入れも可能な施設を建ててくださることです。

以上です。

（竹田）ということは、40人定員で始めたいということで補助金が約900万くらいですよ。1,000万出していないですよ。プレハブだと1,070万くらいだと思うのですけれども、だけれども、それ以上のものを建ててくださいというふうをお願いしているのだったら、それに見合った補助金を、40人でやりたいという予算のもとで立てている部分も含めて、それ以上受け入れるようにしてくださいというふうをお願いするのだったら、私はもっと市からも上乗せして補助金を差上げるべきではないかというふうに考えますが、その点はどういうお考えをお持ちか。

（福祉こども部長）では、私のほうからお答え申し上げます。

放課後児童クラブにつきましては、総合教育会議を最終的に経まして方針を立てたわけですが、余裕教室を最初に使いましょうと。ただ、それがもしもかなわない場合には、公共施設や民間のお力をかりながら整備しましょうということになりました。

田間宮につきましては、余裕教室がない、次に公共施設も現在お話のあ

ったように児童センターを使わせていただいている。では、どうしょうかと、次は民間の活力ということで、先ほど1,000万というお話がありました。予算上はことしの当初予算の事業者さんに対する補助金については1,664万1,000円ということで計上させていただいております。先ほど定員40人で今現在ご相談をさせていただいているということでお話をしましたけれども、今後具体的なお話が始まっていく中で、補助金も実際には建設した内容によっても随分大きく変わってまいりますので、検討課題というふうなことで預からせていただきたいと思います。

（保育課長）補助金は規模によって決まるものではございませんで、これ限度額です。限度額いっぱい使わせていただきますので、申し添えます。

以上です。

（竹田）確かにそうなのですけれども、限度額いっぱい使わせていただいているということなのですけれども、でもさっきの200人ぐらい放課後児童クラブで田間宮にはいますよね。かつ今当面40人、ふやしていただいているどのくらいになるのですか。今の施設を使っている本来の学童、旧の田間宮公民館、そして児童センターという中では、今後民間がやる放課後児童クラブが運営を始めたなら、どういう今後の運営形態になるのか。例えば児童センターは使わなくてもよくなるのか、でもやっぱり足りないというふうなことが実際はあるのではないかとこのように思うのですが、どうなのでしょう。

（保育課長）実際は、来年の1年生の入る人数ですとか年度途中でやめる人数、予想になりますけれども、多分2つの施設では入り切らないぐらいの人数の応募があるものとは思っております。

（福祉こども部長）では、追加で私のほうから。放課後児童クラブにつきましては、あくまでもご希望によって入ってくる方が、人数が決まってくるわけですね。今年度の今回の新しい4放課後児童クラブ、分室ですとか箕田の放課後児童クラブのプレハブ建設、それと田間宮の民間の活力の導入、これについてはある程度7月ぐらいから動き始めますけれども、その中で実態に合わせて予算化をしていくと

いう形になりますので、最終的な人数がわかるのは、実はことしの12月から1月ぐらいにならないと、実際に何人のお子さんがご希望なさるのかというのは確定はいたしません。

ただ、できる限り面積定員がありますけれども、面積の定員はあくまでもおおよその面積で、逆にそれよりも広くてもいいわけですので、子どもたちはなるべく広い場所のほうがいいと思うのです。ですから、そういった意味では混雑している放課後児童クラブもいっぱいありますので、全体を見回しながら、放課後児童クラブについては整備をいろいろと考えていかなければならないと福祉こども部として、また保育課長としても考えております。

以上です。

(竹田) …の広々としたところで子どもたちが元気に遊べるほうが良いという環境であるということが望ましいというのは非常に力強いお言葉をいただいたので、私としては隣にある広い農協の跡地があるのです。だから、そこを思い切って購入して、やっぱり児童センターで遊んだってすごく子どもたち、気を使っています。ほかの人に迷惑かけないようにねと子どもに言わなければいけない支援員さんの皆さんのやっぱり心情を考えたり、それから田間宮公民館だって、もう古くて使えないよというところをあえて放課後児童クラブにしているわけでしょう。古くて大人の人が使わないものをあえて子どもに使わせているという、こういうことを考えたときには、思い切って農協の跡地を購入して、広々と遊んでねというふうにするほうが良いと思うので、そういう発想が持てるのかどうか、部長さんの個人的な見解でいいのですけれども、ちょっとお聞きしたい。

(福祉こども部長) まず、竹田委員さんのほうからのご提案はご提案としてお話を伺わせていただきます。

また、福祉こども部としても先ほど申し上げましたように、あらゆる手段を考えながら、現在放課後児童クラブに希望するお子さんを必ず受け入れられるように、あと子どもの安心、安全な居場所づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(竹田) 私は、保育所が足りないという問題も含めて、今放課後児童クラブの問題、少子化なのに子どもたちが保育所が足りない、放課後児童クラブが足りないというのは、やはり働くお母さんたち、働かざるを得ない保護者の人がふえているという一つの反映だと思っております。だけれども、逆に言えば、安心して子どもたちを預けて働ける環境があることが一層経済的にも安定するわけだから、第2子、第3子へという私は発想になっていくというふうに思うのです、私は子どもを産み育てた経験の中から。だから、そういう点から言うと、思い切ってパイをふやしておく、どうぞいつでも皆さんいらっしゃいと、私たちが安心してお子さんたちを産み育てる環境を整備しますというふうにしておいたほうが、鴻巣に住み続けようかしらというふうに私は思うというふうに考えるわけです。

ですから、そういう発想でやっていただくことを要望して、次の東小学校の余裕教室についても放課後児童クラブとして活用するということですがけれども、ちょっと私は中央公民館を今度分室に使うのかなというふうに思っていたのですけれども、今午前中は中央公民館の分室は貸し出ししていますよね。貸し出ししている。

(何事か声あり)

(竹田) 2階、午前中貸し出しして、午後はだめよというふうになっているのですけれども、その中央公民館の分室との関係と東小学校の余裕教室の放課後児童クラブとの関係で、今後どういう運営になるのかだけお聞きしておきます。

(保育課長)今公民館の分室の1階を児童クラブとして使っています、暫定的に2階のほうも人数が多いので使わせていただいております。そちらのほうは、小学校内に入れましたら、上の部分、暫定的に使わせてもらっている部分は使わないでも済むのではないかと考えております。もともとあちらにエレベーターが設置されて、2階には足の不自由な方が利用できるような公民館側の整備で行われているものだと思いますので、うちが専用するというのも余りふさわしくないのかなということもありまして、そちらについてはお返しできるのかな

と考えております。

以上です。

（委員長）あとまだ皆さんありますよね。でも、12時きっちりまでやっていきましょう。

（加藤）放課後児童クラブにつきましてお聞きしたいと思います。いろいろ話の中で、今の例えば東小学校が云々というふうなことでわかったこともあるのですが、今現在既存の施設があるわけですが、4校ともに既存の施設を使いつつ、これからの分室を使うという計画にまづなっているのでしょうか。

（保育課長）現在の施設があって、そちらの分室というのを小学校にくるという位置づけで整備を行います。

以上です。

（加藤）先ほどの中で、東小学校などは公民館のそういう下だけ使って上は使わないで、新しく分室になったほうとかいろいろ説明があったわけですが、まず全体的な話の中で、先ほど田間宮の学童保育の件が出ましたけれども、今度民間のほうで建てていただいてやっていくということですが、今現在は田間宮生涯学習センターと、あともう一つ、2カ所使っているわけです。今度新しく民間でやっていただけるというふうなことなわけですけれども、子どもたちの振り分けというか、既存のものを使うとなると、3カ所をどういうふうに子どもたちが利用できるようになるのですか。

（保育課長）今現在は学年によって振り分けを行っているのですが、民間さんができた場合にどのように振り分けるかというのは、まだ今の段階では未定です。

以上です。

（加藤）学年によってということは、では例えば1年生に入った子と4年生とかとなると別々、それとも兄弟のいる方は同じところという、そういうふうな内容になっているのですか。

（保育課長）田間宮は同じお部屋に、例えばちょっと忘れてしまったのですが、1年生と3年生を一緒にしようとか、そういうような学

年で一緒にしたりですとか、あとは見渡せますので、兄弟関係で別々のところに行かないようにというふうなことを配慮しながら、振り分けというのは何年生をどこに入れるということは決めたというふうに聞いております。

以上です。

（加藤）では、大芦の児童クラブの中身にちょっと行きます。

私もこれ3月以降の話の中で一般質問で聞く内容になっているのですが、2教室が使えるという、整備をするというふうなことになってきたわけです。その中で、大芦小学校の場合はもともとあそこがボランティアサポートセンターで、流し台なんかもう既にあるわけです。また、さらに整備していくわけですが、今ある流しはそのままで、また別途そこにつけるというふうな内容になるのでしょうか。

（保育課長）大芦小学校の場合は、そういう水場がありましたので、排水の設備も給水の設備もそこまで来ております。

ただ、あの小さい流しをそのまま使うというのは、児童クラブ運営上はふさわしくないと思いましたので、計画の中で新しい流し台を設置するという計画を立てております。

以上です。

（加藤）新しいのはいいのですが、今あるものもそのまま使えるのかなというふうなことを思うのです。というのは、NPOのほうからは、やっぱり子どもたちが例えばコップを洗うとか、いろんなそういうものを洗うのには、今計画している流し台というふうなことだと、やはり50人からいると足りない。なので、できたらそのまま今までのところをもしなくすのであれば、もっとやっぱり子どもたちがそういうふうに流し台が自由に使えるような、そういうものをつくってもらえればいいというふうな、そんな希望をちょっと聞いているのです。だから、もし今まであるのがそのまま、また新しくつくるのであれば、特別にまた新しいのをつくって子どもたちが使えるようなというふうなことは要らないのかなと思うのですが、その辺、だから今まであるのをなくして新しくつくるのかどうかというふうなことにちょっとお聞きしたいので

すけれども。

（保育課長）大芦放課後児童クラブにつきましては、NPO法人さんが指定管理でやってくださっていることもありまして、そちらの事業者さんともご相談をいたしまして、どのような使い方がいだろうかということである程度案を詰めているところがございます、その中で流し台をつけるということで、手洗いにつきましては小学校内のお手洗いのほうですとか使わせてもらえることにもなっておりますし、そういう使い方の中で、これから協議も必要でございますが、流しにつきましては、1つを設置するということの計画になっております。

以上です。

（加藤）先ほどの前任者のほうで職員数というか、分室になるというふうなことでふやすべきではないかというふうな質問もありましたが、その件についてやはりちょっとお聞きしたいと思います。

やはり従来どおりの既存の施設を全く毎日使うということももちろんあるでしょうし、分室のほうの2教室を使うにしても、教室を区切ってあるわけですよね。2教室をぶち抜いてしまうわけではないわけですよね。結局は全然こちらの教室から向こうの教室、こっちの教室からこっちの教室というものが見えるわけではないですよ、子どもたちが2つに分かれる中で。40人に2人というふうな職員の配置というふうなことだということなのですけれども、既存の施設があつて分室が2教室に分かれる中で、本当に最低1人ぐらいの職員数をやはりふやしていく必要があると思うのです。なかなか募集しても来ないとか来るとかの話でなくて、やはり考え方として、まして直接経営している市のほうはですけれども、指定管理者としてやっているところには指定管理料の中に職員数を増員するとすれば、そこにふやしていかなければならないわけでしょうから、その辺を本当に来る来ないの話でなくて、ふやしていこうという考えがまずあるのかないかどうかをお聞きしたいと思います。

（保育課長）大芦小学校につきましては、4月1日現在、50人の入室があります。その50人に対応できる人数の支援員さんの配置をお願いしたいと思っております。

以上です。

(加藤) では、対応できているのであればいいのですけれども、子どもたちの安全を考えたときには、きちんとやはりしていくべきだというふうに思います。今放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化みたいな連携をしてなんていうふうな話が数年前からあります。ところが、としから吹上小学校も放課後子ども教室が始まることになっています。まだスタートしていないとももちろん思うのですけれども、ところが吹上小学校は対象者は1年生と2年生だけだそうですよね。人数が多いので、6年生までの希望者は募らない、1、2年生だというふうなことでやるということだそうですけれども、もともと私自身は児童クラブと子ども教室が連携して一体化してできるなんていうのは、もう本当に思いません。内容が全然違うわけですから、それを無理に小谷小学校などはそういうのが週に2回あるうちの1回は全員が放課後子ども教室のほうに行って、1回は別の内容でやるというふうな、そういうふうなやり方をしているということなのですけれども、やっぱりそういうふうなこれから全小学校で全て放課後子ども教室を始めるのかどうか知りませんが、そういう大規模のというか、人数の多い学校においては、そういうふうな現実の中でやるようになったときに、ましてや一体化なんかできるはずがないと思うのです。ですから、放課後子ども教室はもう全く別の事業としてやるならやる、やっぱりクラブと両方連携した中で何か本当にできるわけないと思うのです。

小谷小学校の児童クラブなのですけれども、今ミーティングルームを一応使うというふうなことで、それこそお借りしてやっているというふうなことなのですけれども、いろいろ聞きますと、ミーティングルームも今子どもたちがこれからプールが始まる。そうすると、そのミーティングルームを子どもたちの着がえ室に使うからとか、あとあそこに平机で子どもたちが放課後児童クラブやるわけで、そうすると、やっぱり床なので、そこに百何十枚かのマットを敷き詰めたら、子どもたちがそこを何か使うがために、そのマットを全部外してくれと言われたということで、なぜかというのは、やはりそこは床でそういう敷いてあるところ

には素足では入らないようなしつけをしているので、それ全部外してくれと言われたということで、せっかく百何十枚もの、どういのか私も見ていないのですけれども、張ったものをそれを全部外して、そのときに使った。常時使うので、また張ったけれども、そういう今度着がえ室に使うとか何かということで、もう本当に子どもたちは毎日なわけですよ、児童クラブの子どもたちは。使うたびにやはりこうしてくれ、ああしてくれというふうに、本当に専用には使えないというふうなことです。

先ほどやはり余裕教室を使うって、学校、子どもたちの減少の中で、そういう学校施設を福祉的なものに使いなさいなんていうのは、もう十数年前からそういう指導というか、そういうのは通達来ているわけです。だから、私は学校のやはり余裕教室というか、はっきり言えば空き教室になっている、大芦小なんかはあるわけで、もうどんどんそういうところは逆に使うべきでいいなというふうに思うのですけれども、小谷小は… …

（委員長）質疑に入ってくださいませか。

（加藤）はい。小谷小はほとんどもちろんないので、ましてやミーティングルームを使っているというふうなことで、大変不便を来しているというふうなことなのですけれども、その辺どのように行政側としたら、それを受けとめているのか、本当に子どもたちの安全を守るというふうなことでやっているわけですから、その辺どのように考えておられるのかお聞きします。

（保育課長）小谷小学校につきましては、やはり今使っている施設だけでは人数的にいっぱいになってしまったので、どこかほかに施設が設けられないかということで検討した中で、地域交流スペースをお借りできないかというところにお話が行きまして、教育委員会とも、それから学校とも協議をさせていただき、指定管理者を含めて使い方について話し合いを行いました。話し合いを行った中で、ほかの方が使う場合には原状復帰をしますというお約束のもとで借りておりまして、また床にカーペットなりを敷く話というのは、協議の中では特に出しておりませんでし

たので、原状復帰ということから剥がすということも出てきてしまったのかなと思いますが、今後につきましては、また学校側とも指定管理者とうちの課のほうでも一緒にまた使ってみて、いろいろ出てきた面というのもありますので、協議をその都度させていただいております。学校側さんもすごく譲歩してくださっていきまして、使い方についていろいろ相談に乗ってくださっておりますので、そういった中で、また使い方については協議を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

（加藤）前から近くに農協跡地などあって、そういうところを交渉した中で、やはりやってほしいというふうなことも何度も言ってきたつもりなのですが、それもならずして学校内のところだと。学校内でやるのが本当に一番いいと思うのですが、でも非常にそういう不便を来している。地域交流センターですよ、ミーティングルームと俗に言っているのですが、地域交流センターの中で何で子どもたちがそこで着がえをしたりとか、何かそんなふうにするというふうなことを言われているというのですけれども、やはり同じ子どもたちが放課後使うわけですから、もっと優先的に使うような形にはならないのでしょうか。

（保育課長）その施設につきましては、学校が管理をしておりますので、うちのほうでそういう使い方はどうこうということはちょっと申し上げられないのですが。

以上です。

（加藤）学校の中は学校側が管理しているのでしょうかけれども、使い方がやっぱり全然地域交流センターということで児童クラブが使わせてもらうというふうになった中で、平日のそういうときに子どもたちがそこを使うというのはまた別途内容が変わってくるのではないかと思うのですが、教育委員会としてはそういう話というのは全然お聞きになっていることはないのでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後零時 0 1 分）

◇

(開議 午後零時01分)

(委員長) 再開します。

(加藤) では、もとに戻しまして、とりあえず大芦小学校の関係でこれからの整備するわけですから、きちんと指定管理者のほうといろいろと希望を聞いていただいて、なるべくその希望かなう、子どもたちの安全のためにやっていけるようにというふうなことで私も考えているのですが、行政としてもどういうふうに考えているのか、それで最後の質問とします。

(保育課長) 今回整備するどちらの施設におきましても支援員さんとの話し合いというのを今現在持っております、協議をしながら事業のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

(委員長) 12時を過ぎておりますけれども、ほかに質疑はありませんか。今の一言多かったかな。

(なし)

(委員長) 質疑をこれにて終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後零時03分)